



市民活動団体がげんきになる→まちがげんきになる！

市民活動 げんき基金 補助制度



申請団体大募集!!

募集期間

平成30年11月30日(金)

～平成31年1月17日(木)

市民活動げんき基金補助制度（茅ヶ崎市市民活動推進補助制度）とは・・・

「茅ヶ崎市市民活動推進基金（愛称：市民活動げんき基金）」を財源に、市民の皆さまの自主的で公益的な市民活動を財政的に支援する制度です。

補助の種類

活動を軌道にのせたい団体 ▶▶▶▶ 市民活動スタート支援

もっと活動を発展させたい団体 ▶▶ 市民活動ステップアップ支援

企画書作成会

制度についての説明や相談に加え、事業の組み立て方や企画書の書き方、申請の流れや審査へのアピール方法など、サポセンのスタッフがじっくりアドバイスします！

ちがさき市民活動サポートセンターがみなさんをサポートします！

お問い合わせ

茅ヶ崎市市民自治推進課協働推進担当

電話 0467-82-1111（代表）

E-mail shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

募集の概要
は裏面へ



市民活動げんき基金補助制度の概要

どんな団体が対象なの？

- ・市内で主に活動している市民活動団体
- ・3人以上で構成されている団体で、構成員の2分の1以上が市民(在勤、在学を含む)である
- ・団体の活動内容に関する情報を公開している
- ・市から団体の運営に関わるもの以外の補助金を受けていない

など

どのような流れになっているの？

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1 2月上旬 | 募集要項・申請書類配布開始 |
| 1月17日迄 | 提案募集 |
| 3月16日頃 | 公開プレゼンテーション
・公開ヒアリング |
| 3月末 | 選考結果通知 |
| 4月下旬 | 補助金の交付 |
| 翌年5月～6月 | 事業実施内容の報告会 |

補助の種類

	市民活動スタート支援	市民活動ステップアップ支援
対象団体	本制度による補助を受けたことがない団体	市民活動スタート支援を受けたことがある団体 または設立後2年以上の団体
対象事業	茅ヶ崎市民が受益者となり得る公益的な事業 公益的な事業とは、「特定非営利活動促進法(NPO法)に定める20分野に該当する事業」及び「その他地域社会の課題の解決を図るために実施する事業」を言います。構成員のみを対象とした共益的な事業は対象外となります。	
	団体の自立を促進し、活動を軌道にのせるための事業	団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業 または活動の発展を目的に次の一步として新たに行う事業
金額	対象となる事業に要する経費から、国、県、または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の90% または10万円のいずれか低い方を上限とする 事業内容を審査したうえで、予算の範囲内で補助金額を決定	対象となる事業に要する経費から、国、県、または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の80% また60万円のいずれか低い方を上限とする 事業内容を審査したうえで、予算の範囲内で補助金額を決定
補助回数	同一団体1回限り	同一団体につき3回まで ※継続して補助を受けようとする場合でも、年度ごとに審査を受ける必要があります
	構成員を同じくする団体からの事業の目的・内容が同一とみなされる提案は、同一団体からの提案とみなし、補助金の種類ごとの交付回数に含めます	
補助予算総額	300万円	

伝わる！企画書作成会

げんき基金に応募をお考えの方、補助に興味のある方必見！
企画書・申請書の書き方や、公開プレゼンテーションの進め方
などがよくわかります！

日時 30年12月11日(火)11:00～

30年12月21日(金)14:00～/18:00～

場所 ちがさき市民活動サポートセンター

◇ご都合のよい回にご参加ください。

◇各日前日までにちがさき市民活動サポートセンターへお申し込み
ください。

◇企画書の下書きをお持ちいただくと、具体的なアドバイスが可能
です。

◇必ず参加しなければならないものではありません。

事業の企画段階からアドバイス！
その他にも様々なご相談に応じます！

ちがさき市民活動サポートセンター
〒253-0041

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎 3-2-7

TEL/FAX 0467-88-7546

Eメール s-center@pluto.plala.or.jp

